

No.	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
1	行政機関から生命保険会社への情報照会に係る事務手続きの電子化	行政機関は、財産調査等を目的として、生命保険会社に保険契約の有無や契約内容を照会している。照会手続は多種多様な様式の文書の送付により実施されるため、生命保険会社は目視確認をしながら手作業で名寄せ等の事務処理を行わなければならない、大きな負担となっている。そこで、照会文書の様式を統一するとともに、手続を電子化すべきである。昨年度も同様の要望を提出し、所管省庁からは前向きな回答を得た。また、「官民データ活用推進基本法」において、行政手続のオンライン利用の原則化（第10条）や、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（第15条）が定められ、「デジタル・ガバメント実行計画」にも、「金融機関×行政機関の情報連携（預貯金等の照会）」が盛り込まれている。こうした状況を踏まえ、行政機関から生命保険会社への情報照会の電子化に向けた取り組みを加速すべきである。		地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他（国税徴収法第141条）、国税通則法第74条の2、第74条の3及び第131条、国税徴収法第141条、生活保護法第29条
2	労災保険給付関係請求書のダウンロード用（OCR）様式の入力可能なファイル形式での提供	労災保険給付関係請求書について、厚生労働省のホームページにダウンロード用（OCR）様式が掲載されているが、PDF版しか掲載されていないものもある。PDF版では直接の入力ができず、手書きで対応するしかないため、事業者の事務負担が発生している。そこで、労働保険給付関係請求書を入力可能なファイル形式でも提供すべきである。		労働者災害補償保険法
3	保育所入所に必要な証明書に関する見直し	<p>保育所・学童保育所の入所等にあたり、申請者は就労証明書や休業証明書、復職証明書等を提出しなければならない。申請者（従業員）を雇用する企業（勤務先）が作成している各種証明書について、以下3点を要望する。</p> <p>① 名称の統一（就労証明書） 就労証明書、勤務証明書や在職証明書など、市区町村で名称が異なり、従業員からの問い合わせや従業員への案内に負担が生じているため、名称を「就労証明書」に統一すべきである。</p> <p>② 様式及び記載項目（定義）の統一（就労証明書、休業証明書、復職証明書等） レイアウトや記載項目の定義が異なるため、各自治体の様式に対応した証明書を作成しなければならない、広域で活動する企業を中心に極めて重い事務負担が発生している。就労証明書については、内閣府が中心となり「標準の様式」を作成したものの、標準的様式の採用は各自治体の裁量に委ねられているほか、同様式を活用した自治体においても、備考欄に様々な情報の追加記載を求めるケースが発生している。そこで、標準的様式の活用を必須とし、記載項目（定義）も統一化し、備考欄への追加も最小限とすべきである。 （参考） ・レイアウトが異なる例：氏名、住所、勤務実績等の項目の位置 ・記載項目の定義が異なる例： ① 給与額：通勤手当を含む／含まない、賞与を含む／含まない、基本給のみ、総支給額 等 ② 勤務日数：有給休暇を含む／含まない ③ ①や②の必要月数：3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月 ④ 勤務時間：休憩時間を含む／含まない 育児短時間勤務取得の場合に取得前の勤務時間／取得後の勤務時間 ※ なお、標準様式では、休憩時間を含むと明記されているが、育児短時間の場合の取り扱いの記載がないため、解釈に迷う。</p> <p>③ 社印押印の代替手段の検討加速化（就労証明書） 就労証明書には企業（勤務先）の社印を押印しなければならない。2018年10月より、マイナポータルの「就労証明書作成コーナー」を活用することで証明書の記載事項を電子的に入力できるようになったが、押印が必要なために証明書を印刷する作業が残り、一連の作成プロセスが電子的に完結しない。規制改革推進会議・行政手続部会の資料には、「就労証明書と同様の証明書等の真正性が電子的に担保できる手続がある場合には、社印等の押印は不要だと考えており、そのためにどのような手法や枠組みが利用可能か、政府全体の電子化への取組も見据えつつ研究してまいりたい」とあるため、検討を加速化すべきである。</p>		子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号
4	行政機関の役務調達案件における確定検査の電子化促進	行政機関からの役務調達案件の委託事業終了後、当該行政機関が事業の成果や経理処理の反映状況を確認する「確定検査」を行う場合がある。経済産業省の「委託事業処理マニュアル」に記載のとおり、確定検査では、支払の事実を証明できる証憑類（銀行振込受領書等）の保管・整理が求められるため、社内事務のデジタル化を進める企業においても、確定検査に対応するために別途書面の証憑（領収書）を準備しなければならない、追加的なコストが発生している。そこで、確定検査に必要な証憑類の電子的な保管・整理を可能とすべきである。		会計法 第46条 第2項

No.	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
5	医療用医薬品の製造販売承認申請等に必要資料の提出および手数料納付のオンライン化	<p>今般、医薬品規制関連プロセスにおいて電子的な対応が導入されつつあるが、紙や印鑑等ハード対応を要する部分が一部残っており、効率的な運用における大きな妨げとなっているほか、欧米からの遅れをとっている。</p> <p>例えば、医療用医薬品の製造販売承認申請において、新薬申請に係る資料は審査効率化の推進を目的として、申請電子データの受け入れが可能となっており、今後は新薬申請の電子データの提出義務化が目標とされている。また、新薬申請の電子データは、Gatewayシステムの導入に伴い、電送での提出が可能な状況となっており、行政を訪問することなく新薬申請に係るデータがオンラインでの提出が可能となってきている。一方、製造販売承認申請書に関しては、国に対する手数料の納付についてもオンラインによる納付が可能とされていたものの、利用頻度が少ないこと等を理由に停止されているため、新薬申請に係る申請資料を電送した場合であっても、製造販売承認申請書は紙で提出し、当該申請書に収入印紙を貼布して手数料を納付しなければならない。また、収入印紙による手数料納付においては、収入印紙の購入や保管が煩雑であり、高額の現金や収入印紙を持ち運ぶことから、セキュリティ面の懸念も生じている。加えて、申請書をPMDAに提出する際、受付で金額の確認作業が必要になっている。</p> <p>そこで、医療用医薬品の製造販売承認申請等に必要資料の提出と手数料納付のオンライン化を可能とすべきである。</p>		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第78条、同法関係手数料規則、国の債権の管理等に関する法律 等
6	医薬品の薬事手続における行政保有情報の提出省略	<p>医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請にあたり、申請の都度、過去の承認書や一部変更承認申請書・軽微変更届書の全ての写しの提出が求められている。また、定期GMP適合性調査申請においても、過去5年間に及び一部変更承認申請書・軽微変更届書の写しの提出が求められている。</p> <p>これらの資料は、行政機関等に電子資料で提出していることから不要とすべきである。あわせて、行政機関等の一層の電子化を進めることによる、業務の簡素化を要望する。</p>		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条
7	住民票の様式統一	<p>住民基本台帳法に基づき、市区町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成するが、住民票の様式や規格は定められていない。そのため、地方公共団体毎に独自の様式や形状の住民票が存在し、企業や健康保険組合において記載内容を確認するのに時間を要している。</p> <p>住民票の記載内容は法定されており、市区町村が様式を変更する意義は乏しい。そこで、国が主導して様式を統一すべきである。</p>		住民基本台帳法第3条、第6条、第7条、住民基本台帳事務処理要領
8	建築確認申請の電子化の促進に向けた環境整備	<p>建物の新築や増改築時に必要な建築確認については、行政庁に代わり民間の「指定確認検査機関」が実施することができる。行政手続オンライン化法等により、建築確認の電子申請が認められているものの、建築確認手続きに必要な資料の一部が電子化されていないほか、一部の資料は電子化により書面の場合に比べて大幅に使い勝手が低下する。建築確認手続きの電子化を促進し、指定確認検査機関の負担を軽減する観点から、以下2点を要望する。</p> <p>1. 電子申請の促進に向けた各行政庁の業務改革</p> <p>書面を前提した手続きを見直し、指定確認検査機関が業務を電子的に完結可能とすべきである。</p> <p>(具体例)</p> <p>①一部自治体が求める事前協議 事前協議後に行政庁が経由印を押印した書面の調査書を発行し、建築確認の申請者は当該調査書を指定確認検査機関に提出している。</p> <p>②建築工事届 建築主が指定確認検査機関を経由して建築主事に書面を送付する運用がなされている。</p> <p>③消防同意 消防機関が建築に同意した旨を書面で指定確認検査機関に通知している。</p> <p>④確認検査報告書 指定確認検査機関が特定行政庁に書面の報告書を提出しなければならない。</p> <p>⑤委任状の原本 委任者が押印した書面を申請者が指定確認検査機関に提出している。</p> <p>2. 設計者の押印が必要な図面の削減</p> <p>建築確認申請時の添付資料である設計者の作成図面が複数ある場合、各図面に押印が必要となる。電子申請に際しては複数の図面をまとめたファイルに電子署名を付与するのが通常だが、この場合、図面の一か所に訂正があるとファイル全体を作り直して電子署名を付与して再提出する必要が生じ、指定確認検査機関の審査時に訂正箇所以外を含むファイル全体を確認しなければならない。仮に書面と同様に図面毎に一つのファイルを作成した場合には、ファイル数が膨大となり、指定確認検査機関の確認作業に大きな負荷が生じる。書面提出の場合には訂正箇所に訂正印を押印すれば済むため、電子化による申請側・審査側の負担が過大となっている。</p> <p>そこで、電子申請時における審査途上の資料の差し替えを容易にする観点から、設計者の押印が必要な資料を減少すべきである。例えば、作成図面を代表する資料(図面リスト等)のみに電子署名を付与し、その他の図面には電子スタンプ等を押印することが考えられる。</p>		建築基準法第6条の2、第15条、第93条、建築士法第20条

No.	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
9	住民基本台帳法の別表機関における本人確認情報の多目的利用の実現	<p>住民基本台帳法は、その別表において、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から機構が保存する本人確認情報の提供を受けられる機関（別表機関）と同情報を利用できる事務（別表事務）を限定列挙している。また、同法第30条の29により、別表機関が受領した本人確認情報は、当該別表事務でのみ利用・提供可能と定めている。このため、同一の別表機関であっても、本人確認情報を受領した事務と異なる別表事務では利用することはできない。</p> <p>例えば、市町村長が住民の安否情報を照会する目的（別表第2の1）でJ-LISから提供を受けた本人確認情報は、住民に対して予防接種を実施する目的（別表第2の4）で利用できず、再度J-LISから提供を受けなければならない。</p> <p>セキュリティ上の理由から、通常、別表機関の内部事務システムは住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）と直接接続されていない。このため、住基ネット接続端末から内部事務システムに手作業で情報を移し替えなければならない。本人確認情報の提供を受ける回数と比例して移し替えに係る時間が増加し、別表事務の処理（審査・承認）が遅れてしまう。</p> <p>また、相互に関連する別表事務を処理するにあたり、同一の本人確認情報に基づいて審査・承認を行う必要があるが、住基ネットからの情報提供はリアルタイムでなくバッチ処理であることを踏まえると、タイムラグが発生して取得した本人確認情報に差異が生じる可能性もある。</p> <p>そこで、別表事務の処理を求める申請者本人の承諾があった場合に限り、別表機関がJ-LISから提供を受けた本人確認情報を、他の目的で利用することを可能とすべきである。</p>		住民基本台帳法第30条の29